

## 安全保障法制の慎重な審議を求める意見書（案）

政府は、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈を前提として、武力攻撃事態法、PKO法などの改正を行う「平和安全法制整備法案」と、他国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する新法である「国際平和支援法案」を提出し、衆議院の特別委員会で審議が続けられてきた。

7月15日、与党は、委員会質疑を打ち切り、採決。翌16日、衆議院本会議で法案を可決・通過させ、参議院審議を経て今国会中に成立させる構えでいる。

戦後70年間、平和憲法の下で、我が国が貫いてきた海外で武力行使をしないという専守防衛の原則を大きく転換しようとしているにもかかわらず、本来はそれぞれ丁寧に審議すべき10本の改正案を一つに束ねて提出し、審議を簡略化しようとするなど、政府は、国民への丁寧な説明や国会での徹底審議を避け、性急に法改正を強行しようとしている。

「平和安全法制整備法案」では、昨年7月に閣議決定された、武力行使に関する「新三要件」に基づき、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合にも、自衛隊の出動を認めているが、これまでの国会での議論では、その要件が曖昧であり、歯止めとして機能していない。

これらの法案では、国際平和のために活動する他国の軍隊等への後方支援活動等について、自衛隊が活動できる地域が拡大され、武力行使の一体化につながりかねない内容が盛り込まれている。

また、各種の世論調査において、国民の大多数は政府の説明が不十分であるとしており、去る6月4日の衆議院憲法審査会においては、参考人の憲法学者全員から、集団的自衛権の行使を容認する解釈及びこれらの法案について、憲法違反であるとの指摘がなされたことは周知の事実である。

よって、本県議会は、政府に対し、立憲主義に基づき、法案への国民の疑問や不安を真摯に受け止めるなど世論を尊重し、国民への丁寧な説明を行うとともに、今通常国会での改正法の成立にこだわらず、残された参議院における審議をより慎重かつ丁寧に進めるよう強く要請する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月17日

福 井 県 議 会